

著作権法改正に関する要望事項

(警察庁)

要望事項	著作権、著作隣接権等侵害の罪における懲役刑と罰金刑を併科する規定を設けること。
要望の趣旨	著作権、著作隣接権等侵害の罪では、「三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金」と規定されているが、懲役刑と罰金刑の併科も選択できるようにすること。
改正条項	著作権法第119条
改正内容	下線が改正部分 第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
改正を必要とする理由	日本の刑罰は、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留等規定されているが、その適用に当たっては、事案が悪質になるほど身体刑が優先される。しかし、身体刑を求刑した場合、判決で執行猶予が付され、結果的に罰金より犯罪者のダメージが少なくなってしまうこともある。 併科規定の新設は、身体刑に執行猶予が付されても、罰金を科すことが可能となり、犯罪者に実質的なダメージを与えることができるため。
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	特になし。
その他(関係団体の名称等)	不正商品対策協議会(代表幹事 角川歴彦) から、本改正要望と同内容の要望意見の提出を受けている。
担当者氏名・役職 連絡先	生活安全局生活環境課生活経済対策室 課長補佐 辻崎 俊徳 03-3581-0141 内線 3365